

参考資料

資料1 鳥取県協働提案・連携推進事業補助金募集要項

1 趣 旨

県では県民と共に地域をつくる、協働の地域づくりを推進しています。県民参画及び協働のモデルを創出することを目的として、地域の課題解決のため、事業の計画段階から事業実施までを一連の取組として、県と協働して実施するNPO・地域づくり団体等を支援するため、『協働提案・連携推進事業補助金』の交付を希望する団体を募集します。

2 募集する取り組み

区分	対象となる取組の概要
計画策定補助	NPO・地域づくり団体等と県との協働により地域の諸課題解決のための計画を策定する取組。 ※県と協働して解決に取り組みたいテーマを募集するものです。 採択後、県と協働で解決のための計画を策定します。
事業実施補助	「計画策定補助」を受け策定した計画に沿って、NPO・地域づくり団体等と県との協働による地域の諸課題解決のための取組。

※ 従前に行っている取り組みについては対象外とします。

3 本補助事業における協働の取組

民間と行政が一緒になって、それぞれの得意分野の知恵を出し合い、共に力を合わせて地域の課題を解決する「協働」の取組を促進することが、この事業の目的です。

本補助事業では、県民と県の「協働」を促進するため、下記の仕組みを取り入れて実施します。

(1) テーマ（地域課題）の募集

- ・ 県と協働して解決したい地域の課題を、広く募集します。テーマ提案の時点で、詳細な事業計画を提出していただく必要はありません。
- ・ 提案したい課題について、県の担当部署と事前に相談する機会を設けます。

(2) 協働での実施計画策定

- ・ 採択されたテーマ（地域課題）を解決するための実施計画を、官民協働で策定する部分について補助します。（計画策定補助）
- ・ 官民それぞれが知恵・ノウハウを出し合い、目標や役割分担等を定めた計画を定めます。行政・民間それぞれ得手不得手があります。事前にお互いをよく知り、対等の立場で実現可能かつ効果の高い計画を作ることが大切です。

(3) 協働での事業実施

- ・ 計画策定補助で策定した実施計画のうち、官民協働で実施する部分について補助します。（事業実施補助）
- ・ 事業の実施にあたっては、実施計画策定の際と同様に、官民がそれぞれの資源や特性を持ち寄り、対等の立場で課題解決に取り組むことが大切です。

(4) 研修の実施

- ・ 本補助事業の対象となった団体と、協働連携する県の担当部署職員は、協働について

学ぶ研修を受講していただきます。(計画策定補助 1回、事業実施補助 2回)
 ・計画策定前、事業実施中、事業実施後の各段階で協働について学び、協働の進捗状況について確認することで、協働の成果を増大させます。

(5) 過程・成果の公開

- ・この事業は、官民が協働して計画策定・事業実施を行うモデル創出を目的としています。
- ・計画策定・事業実施の過程や成果は、成功・失敗した点も含めて公開することで、今後の協働の社会の実現に活かします。

4 補助金の概要

(1) 補助金の種類

区分	補助 上限額	補助率	補助予定 件数	対象期間
計画策定補助	30万円	10/10	3件程度	平成25年度中に完了する事業
事業実施補助	200万円	10/10	3件程度	平成25年度若しくは平成26年度中に完了する事業(1~2ヶ年事業)

(2) 補助対象団体

○県と協働して地域課題の解決に取り組む意欲があり、県内に事務所又は活動拠点を有する活動団体等(法人格の有無を問わない)

- ・NPO、ボランティアサークル、住民団体の実行委員会
- ・自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会等の地域住民組織
- ・企業(社会貢献的活動を対象とし、営利活動は除く)

※以下の団体は対象外

- ①・県の他の補助金、交付金等を当該事業のために受け入れている団体
- ②・政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体
 - ・暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体
 - ・団体として実体のないもの

(3) 補助金の対象経費

計画の策定及び事業実施のために必要な経費とする。

I. 対象経費となる例

項目	内容	
報 償 費	講師、アドバイザー等の謝金(団体の構成員に対する場合は、取り組みに主要な役割を果たす場合に限り、概ね補助金額の1/3以内を目安に対象とします。)	
旅 費	講師、アドバイザー等の旅費(団体の構成員に対する場合は、取り組みに主要な役割を果たす場合に限り、報償費と合わせて概ね補助金額の1/3以内を目安に対象とします。)	
需 用 費	消 耗 品 費	用紙・封筒・文具類等の購入費
	燃 料 費	イベント等のため仮設した会場の暖房用燃料等
	印刷製本費	参加者募集のチラシ等の作成費
	光 熱 水 費	イベント等のため仮設した会場の電気や水道の使用料等 (領収書上区分が困難なものは対象外)

	食糧費	会議等の茶菓代等（食事代は対象外）
役務費	通信運搬費	講師や参加者募集のための郵便料等 （電話代は対象事業の経費として区分困難であり対象外）
	広告料	参加者募集の広告費
	手数料	振込手数料
	保険料	ボランティア保険料
	委託料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した経費
	工事請負費	ソフト事業を展開するために必要な施設整備費（事業実施補助のみ）
	備品購入費	ソフト事業を展開するために必要な備品の購入経費（事業実施補助のみ）
	使用料及び賃借料	会場使用料。借上げ自動車代。
	原材料費	植樹用の苗木等。ただし、苗木等を購入して、単に配布や販売のみを行う場合は対象外。

※工事請負費及び委託費については、例外を除き、県内事業者への発注を要件とします。（その他の経費についても県内事業者への発注に努めること）

II. 対象外の経費となる例

- i. 団体の運営に係る経常的な経費（電話代、光熱水費、ガソリン代など経常的な経費と区分ができない経費も含む。）
 - ii. 人件費
 - iii. 団体構成員に対する個人給付的な経費（事業に主要な役割を果たすものを除く）
 - iv. その他、交付対象経費として不適当と認められる経費
- (4) 事業の流れ（募集～事業実施）
別紙のとおり
- (5) その他
実施事業に係る効果検証や課題把握のため、事業実施団体には事業終了後にアンケートにご協力いただきます。

5 応募方法

(1) 募集期間

区分	募集期間
計画策定補助	平成25年4月1日（月）から 平成25年5月31日（金）まで
事業実施補助	平成25年度中 ※計画策定補助を受け、計画策定が完了していることが必要

① 事前相談・説明会

計画策定補助事業の募集にあたり、補助事業の概要の説明、及び提案予定のテーマに関連する県庁担当部署等との相談の場を下記のとおり設けます。

事前相談・説明会日程		
地区	日時	会場
東部	4月17日（水） 14時～15時30分	鳥取県庁 第12会議室（議会棟3階）
中部	4月11日（木）	鳥取県中部総合事務所

	14時～15時30分	第201会議室（B棟2階）
西部	4月16日（火） 14時～15時30分	鳥取県西部総合事務所 第2会議室（本館2階）

※ 関連部署との相談を希望する場合は、事前に下記お問い合わせ先までお申し込みください。

② 県庁担当部署との事前相談

計画策定補助の募集期間中、提案予定のテーマに関連する県庁担当部署等との相談を随時受け付けます。

※ 事前に下記お問い合わせ先までお申し込みください。

(2) 応募方法

「(1) 募集期間」に記載の募集期間内に、鳥取県協働提案・連携推進事業補助金交付要綱の申請書、事業計画書、収支予算書（規則様式第1号、様式第1～2号）等を下記まで提出してください。（持参・郵送・電子メール等での提出可能・募集期間必着）

区分	提出先
計画策定補助	鳥取県未来づくり推進局県民課
事業実施補助	鳥取県未来づくり推進局鳥取力創造課

※住所・連絡先等は下記「6 お問い合わせ先」に記載

(3) 選考方法

募集期間終了後に審査会を開催し、審査員の協議により補助団体を決定します。

- ・実施方法 公開プレゼンテーションによる選考
- ・開催場所 応募団体に別途連絡させていただきます。
- ・審査基準 「テーマ（地域課題）」、「県と協働・連携して取り組む必要性」「地域性」、「公益性」などの観点に重点を置いて審査します。

6 お問い合わせ先

鳥取県（ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/kyoudouteian/>）

○未来づくり推進局県民課（主に計画策定補助について）

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（鳥取県庁本庁舎1階）

電話 0857-26-7751／ファクシミリ 0857-26-8112／電子メール kenmin@pref.tottori.jp

○未来づくり推進局鳥取力創造課（主に事業実施補助について）

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（鳥取県庁本庁舎3階）

電話 0857-26-7071／ファクシミリ 0857-26-8196／電子メール tottoriryoku@pref.tottori.jp

資料2 鳥取県協働提案・連携推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県協働提案・連携推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域課題解決のため、「民」と「官」が協働で実施することが適当な事業について、事業計画から事業実施までを民間主導のもと官民協働により実施する事業に取り組む団体に対し、必要な経費を支援し、県民参画及び協働のモデルを創出することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業計画から事業実施までを一連の取組として実施する事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる県内に事務所又は活動拠点を有する者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第5欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から、当該対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第3欄に定める率を乗じて得た額と、同表の第4欄に掲げる限度額のいずれか低い額とし、事業実施期間は別表の第6欄に定める期間内とする。3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、未来づくり推進局長が別に定める日までに行わなければならない。
2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(調査)

第5条 県は、前条の交付申請を受け、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

(審査)

第6条 審査は、審査会において行う。
2 審査会の設置及び審査方法については、未来づくり推進局長が別に定めるものとする。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた後、審査会を開催した日から4日以内（県の休日の日数は、算入しない。）に行うものとする。2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
(1) 本補助金の増額を伴う変更
(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
2 変更等の承認については、変更等承認申請書を受けた日から30日以内に行うものとする。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない

- い。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業等の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

(進捗状況の報告)

第11条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月20日までにを行わなければならない。2 規則第17条第3項の報告書に添付すべき書類は、様式第6号によるものとする。

(情報の公表)

第12条 事業の公正性及び透明性を高めるとともに、広く活動団体等の参考とし活動の促進を図るため、採択された事業の申請及び報告の書類等は、個人情報を除き公表する。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、未
来
づくり推進局長が別に定める。

附 則（施行期日） この要綱は、平成25年3月22日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助率	4 限度額	5 補助対象経費	6 実施期間
計画策定補助	非営利公益活動団体等と県との協働により地域の諸課題解決のための計画を策定する事業	10/10	30万円	補助事業を実施するために必要と県が認める経費。なお、団体の運営に係る経常的な経費、人件費、団体構成員に対する個人給付的な経費（事業に主要な役割を果たすものを除く）、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）等、交付対象として不相当と認められる経費は対象としない。工事請負費及び委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。	平成25年度
事業実施補助	計画策定補助を受け策定した計画に沿って、非営利公益活動団体等と県との協働により地域の諸課題解決に取り組む事業	10/10	200万円		平成25年度 平成26年度

様式第1号～第6号 省略

資料3 鳥取県協働提案・連携推進事業補助金審査要項 (平成25年度に計画策定補助を開始する事業分)

- 1 審査方法
申請書類及び公開プレゼンテーションにより選考
- 2 審査する上での着眼点
別紙審査表のとおり
- 3 審査基準及び方法
 - (1) 個別評価(別紙審査表に記入)
 - ① 査項目及び評価基準 別紙審査表に基づき、次の基準により評価。
 - 「5点:よくできている」
 - ・・・審査表の視点欄に示されていることが認識できるものであり、当事業の趣旨の実現が十分に見込める。
 - 「4点:まあまあできている」
 - ・・・審査表の視点欄に示されていることがある程度認識でき、当事業の趣旨の実現がある程度見込める。
 - 「3点:普通」
 - ・・・審査表の視点欄に示されていることがある程度認識でき、当事業の趣旨の実現に課題も見受けられるが、実施にあたり改善することで概ね対応できる。
 - 「2点:あまりできていない」
 - ・・・審査表の視点欄に示されていることが認識できない部分が多く、当事業の趣旨の実現に課題が多い。
 - 「1点:できていない」
 - ・・・審査表の視点欄に示されていることがほとんど認識できず、当事業の趣旨の実現が概ね困難と見込まれる。
 - ② 加重評価
以下の項目については加重評価を行う(カッコ内は加重割合)。
 - 【計画策定補助】
 - 県と協働・連携して取り組む必要性(効果性) (2倍)
 - 発展性・モデル性 (2倍)
 - 【事業実施補助】
 - 県と協働・連携して取り組む必要性(効果性) (2倍)
 - 発展性・モデル性 (2倍)
 - 継続性 (2倍)
 - (2) 総合評価
 - ① 計画策定補助
審査に参加した審査員全員の個別評価の評価点を集計した合計を平均し、総合点とする。総合点を基にして順位を付ける。加えて、審査員ごとの評価点の順位による順位点を集計した順位を参考として、審査員の合議により総合的に判断し各事業を順位付けする。
 - ② 事業実施補助
審査に参加した審査員全員の個別評価点を集計した合計を平均し、総合点とする。総合点を基にして、審査員の合議により総合的に検討し、事業実施を認めるか判断する。
- 4 事業採択
 - (1) 計画策定補助
計画策定補助事業の採択に当たっては、予算の範囲内において、総合点が60%以上の事業を対象に、総合評価の上位から順に採択事業を決定する。
 - (2) 事業実施補助
事業実施補助事業の採択に当たっては、総合点が60%以上の事業を採択事業とする。
- 5 審査に関する公正の確保等
審査会の審査員は、応募者・団体(その構成員を含む。)と直接の利害関係があるときは、審査会において自らその関係について申し出るものとし、審査に参加することができない。

審査表

計画策定補助

項	目	視 点	配点
1	県と協働・連携して取り組む必要性 (効果性)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県と民間が協働して事業を行うことで、各々が単独で行うよりも効果が高まると認められる内容であるか。 ◆ 県と民間の役割分担について、県に求める内容が明確になっており、相乗効果が期待できる内容であるか。(県がもっているノウハウ、知恵などをもとめているか) 	5点 ×2
2	発展性・モデル性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画の実施段階で、他分野多方面に効果が及ぶと見込まれるか。 ◆ 他の協働・連携事業のモデルとなると認められる内容であるか。 	5点 ×2
3	テーマ・地域性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ テーマが具体的な県政の課題に対応した内容であるか。 ◆ 地域の実情や住民のニーズに即した内容であるか。 ◆ 地域資源や地域の魅力を活用した内容であるか。 	5点
4	公益性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域社会に貢献する内容であるか。(特定のものだけでなく、不特定多数の人々の利益に繋がる事業であるか。) ◆ 地域社会・住民によって必要性、重要性が高い内容であるか。 	5点
5	継続性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本補助金が終了後に、継続、発展可能な事業であるか。 ◆ 継続的に事業を実施することが可能な組織であるか。 	5点
6	実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業の実施が確実な事業であるか。 ◆ 事業の実施体制が適切であるか。 	5点
7	費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 費用に対する効果は妥当か。 ◆ コスト削減の工夫はなされているか。 	5点
8	プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業の内容を時間内にわかりやすく説明できるか。 ◆ 事業に対する熱意が感じられるか。 ◆ 質問に対する的確な返答ができるか。 	5点
<p>【点数基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ よくできている 5点 ◆ まあまあできている 4点 ◆ 普通 3点 ◆ あまりできていない 2点 ◆ できていない 1点 			45 点満 点

事業実施補助			
項目	視 点	配点	
1	県と協働・連携して取り組む必要性 (効果性)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県と民間が協働して事業を行うことで、各々が単独で行うよりも効果が高まると認められる内容であるか。 ◆ 県と民間の役割分担について、県に求める内容が明確になっており、相乗効果が期待できる内容であるか。(県が持っているノウハウ、知恵などをもとめているか) 	5点 ×2
2	発展性・モデル性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画の実施段階で、他分野多方面に効果が及ぶと見込まれるか。 ◆ 他の協働・連携事業のモデルとなると認められる内容であるか。 	5点 ×2
3	テーマ・地域性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ テーマが具体的な県政の課題に対応した内容であるか。 ◆ 地域の実情や住民のニーズに即した内容であるか。 ◆ 地域資源や地域の魅力を活用した内容であるか。 	5点
4	公益性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域社会に貢献する内容であるか。(特定のものだけでなく、不特定多数の人々の利益に繋がる事業であるか。) ◆ 地域社会・住民によって必要性、重要性が高い内容であるか。 	5点
5	継続性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本補助金が終了後に、継続、発展可能な事業であるか。 ◆ 継続的に事業を実施することが可能な組織であるか。 	5点 ×2
6	実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業の実施が確実な事業であるか。 ◆ 事業の実施体制が適切であるか。 	5点
7	費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 費用に対する効果は妥当か。 ◆ コスト削減の工夫はなされているか。 	5点
8	プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業の内容を時間内にわかりやすく説明できるか。 ◆ 事業に対する熱意が感じられるか。 ◆ 質問に対する的確な返答ができるか。 	5点
		【点数基準】 <ul style="list-style-type: none"> ◆よくできている 5点 ◆まあまあできている 4点 ◆普通 3点 ◆あまりできていない 2点 ◆できていない 1点 	5.5 点満点

資料4 鳥取県協働提案・連携推進事業アンケート

記入日	記入者		記入責任者
年 月 日	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> 県担当課	氏名：

事業名			
事業の実施者	団体名		
	県担当課		
事業の受益者			

I・IIは設問について選択肢から一つ選択してください。記載スペースに主な選択理由をご記入ください。

I. 協働について

1 計画策定及び事業実施のプロセスにおける協働のあり方についてお尋ねします

問1〔目的の共有〕

事業の目的を互いが理解し、共有しながら事業を進めることができましたか。

① 実施団体及び県担当課が共にできていた
 ② 実施団体はできていたが、県担当課はできていなかった
 ③ 実施団体はできていなかったが、県担当課はできていた
 ④ 実施団体及び県担当課が共にできていなかった

上記項目について主な選択理由などをご記入ください

[]

問2〔自主性の尊重〕

互いの特性を發揮して、持てる力を自主的・効果的に出し合いながら事業を進めることができましたか。

① 実施団体及び県担当課が共にできていた
 ② 実施団体はできていたが、県担当課はできていなかった
 ③ 実施団体はできていなかったが、県担当課はできていた
 ④ 実施団体及び県担当課が共にできていなかった

上記項目について主な選択理由などをご記入ください

[]

問3〔相互理解と相互尊重（対等性）〕

互いの特性や立場の違いを理解し、率直な意見交換の元に対等な立場で事業を進めることができましたか。

① 実施団体及び県担当課が共にできていた
 ② 実施団体はできていたが、県担当課はできていなかった

③ 実施団体はできていなかったが、県担当課はできていた

④ 実施団体及び県担当課が共にできていなかった

上記項目について主な選択理由などをご記入ください

[]

問4〔責任と業務の分担〕

互いが役割を自覚し、過度に依存することなく事業を進めることができましたか。

① 実施団体及び県担当課が共にできていた

② 実施団体はできていたが、県担当課はできていなかった

③ 実施団体はできていなかったが、県担当課はできていた

④ 実施団体及び県担当課が共にできていなかった

上記項目について主な選択理由などをご記入ください

[]

2 事業の質・効果の向上に向けた協働のあり方についてお尋ねします

問5

協働で行う意義や必要性を相互に検討・確認した上で進めることができましたか。

① 実施団体及び県担当課が共にできていた

② 実施団体はできていたが、県担当課はできていなかった

③ 実施団体はできていなかったが、県担当課はできていた

④ 実施団体及び県担当課が共にできていなかった

上記項目について主な選択理由などをご記入ください

[]

問6

事業の進捗状況に応じて、必要な情報を共有し、協議の上での目標達成のための手段の見直しができていましたか。

① 実施団体及び県担当課が共にできていた

② 実施団体はできていたが、県担当課はできていなかった

③ 実施団体はできていなかったが、県担当課はできていた

④ 実施団体及び県担当課が共にできていなかった

上記項目について主な選択理由などをご記入ください

[]

問7

協働したことにより、単独で事業を行うよりも成果が上がりましたか。

① 大変上がった

② まあまあ上がった

③ あまり上がらなかった

④ 全く上がらなかった

上記項目について主な選択理由などをご記入ください

問 8

今後事業の発展につながるような団体等との協力・連携がありましたか

- ① 想定していた以上にあった
- ② 想定していた程度にあった
- ③ あまりなかった
- ④ 全くなかった

上記項目について主な選択理由などをご記入ください

問 9

事業を通じて、地域においても、協働して地域課題に取り組む意欲が高まっていますか。

- ① 大変高まっている
- ② まあまあ高まっている
- ③ あまり高まっていない
- ④ 全く高まっていない

上記項目について主な選択理由などをご記入ください

II. 事業について

事業自体の成果についてお尋ねします

問 10

計画策定において地域のニーズや課題を的確にとらえることができましたか。

- ① 大変よくできた
- ② まあまあできた
- ③ あまりできなかった
- ④ その他（

上記項目について主な選択理由などをご記入ください

問 11

事業実施補助事業の交付申請書に記載した事業目的を達成することができましたか。

- ① 達成できた
- ② まあまあ達成できた
- ③ あまり達成できなかった
- ④ 全く達成できなかった

上記項目について主な選択理由などをご記入ください

問 12

事業の受益者の満足度を把握するための調査や意見の聞き取りを行っていますか

- ① 十分行っている
- ② ある程度行っている
- ③ あまり行っていない
- ④ 全く行っていない

上記項目について主な選択理由などをご記入ください

[]

満足度や意見の聞き取りの結果をご記入ください

[]

問 13

事業を通じて、現時点で受益者が十分な満足を得られたと考えますか。

※受益者とは、1枚目に記入した「事業の受益者」

- ① 十分な満足を得られた
- ② ある程度の満足を得られた
- ③ あまり得られていない
- ④ 全く得られていない

上記項目について主な選択理由などをご記入ください

[]

問 14

費用に見合う効果があったと考えていますか。

- ⑤ 大いにあった
- ⑥ まあまああった
- ⑦ あまりなかった
- ⑧ 全くなかった

上記項目について主な選択理由などをご記入ください

[]

Ⅲ. 改善点

その他、協働の取組みによる結果の改善点について記載してください

[]

アンケートへのご協力ありがとうございました

資料5 成果報告会資料

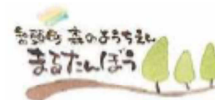
- (1) 官民学で模索する！森のようちえん認証制度
～全国に先駆けて鳥取県を森のようちえん王国にするために～

平成25年度協働提案・連携推進事業採択 『官民学で模索する！ 森のようちえん認可制度』



NPO法人 智頭町森のようちえん まるたんぼう
代表 西村 早栄子

事業内容



【目的】

- 全国に先駆けて森のようちえん(自然保育等)の認可(後に認証)制度の制度設計を官民学で行う

【実施内容】

- 認可(認証)制度検討会議: 県担当課+学識経験者+森のようちえん実施者による会議(H25 3回・H26 3回開催)
- 主催者会議: 県内事業実施者代表による意見交換の場(H25 1回・H26 4回開催)
- 先進地視察(デンマーク・ドイツ): 県担当者+学識経験者+森のようちえん実施者が参加(合計4名)
- 全国調査: アンケート・聞き取り調査による実態調査と、行政へのインパクト分析←学識経験者の体調不良で未実施

事業の成果



- 平成27年3月施行「とっとり森・里山等自然保育認証制度」
- 平成27年5月施行「とっとり森・里山等自然保育事業費助成事業」
- 『先進地視察レポート』（主に学識経験者による）
- 「とっとり森のようちえん会議」結成（前主催者会議）

認証制度



- 運営費の助成をしているのは鳥取だけ！全国初の制度！！
- 県内で現在活動している5園がどれも制約を受けず認証を得られた
- 「できた」ことだけでも画期的！
- 今後改良は必要・・・（市町村負担分等）

4

「とっとり森のようちえん会議」

• 主催者会議から引き継ぐ形で、

① 認証制度の改善

② 自然保育の推進

③ 人材育成

④ 効果検証

を行っていく団体

5

鳥取県を森のようちえん・
自然保育のトップランナーに！



(2) 智頭林業及び沖ノ山森林鉄道の資料保存と有効活用

鳥取県協働提案・連携推進事業

智頭林業および沖ノ山森林鉄道の 資料保存と有効活用

山形小学校の校舎を活かしたい。
智頭の林業のことをもっと伝えていきたい。

智頭町 山形地区振興協議会



閉校後の音楽室



自分たちの資源を自分たちの力で！樹齢80年以上の智頭杉の樹皮をむき、磨き丸太にした後、廊下から搬入。教室の床を抜き、三又を立てて垂直に固定しました。



木馬の設置



八河谷の画像をスクリーンに





- 林業展示室の整備
- シオラマ製作
- 林業関係者へ聞き取り、撮影

■協力

山形財産区議会
 芦津財産区議会
 恋山形運営協議会
 智頭町地域おこし協力隊
 智頭町教育委員会
 智頭図書館

三井物産株式会社
 株式会社福音館書店
 株式会社アステム
 株式会社サインアート
 池本喜巳写真事務所
 牛臥電気工事有限公司
 株式会社サングリーン智頭
 有限会社藤原林材
 智頭町森林組合

安野 光雅
 山川賀壽雄
 先本 廣司
 白石 正伸
 中西 邦雄
 山口 健治

(3) クリエイターと創る夢と誇りを持てる町づくり事業
 ～人とアイデアが創り出す住みつづけたくなる町～

人とアイデアで南都町を楽しくつなげるプロジェクト

クリエイターと創る夢と誇りを持てる町づくり事業
 ～人とアイデアが創り出す住みつづけたくなる町～

H.I.N.T
 TOTTORI NANBU H.I.N.T PROJECT

事業報告

南都町商工会 H.I.N.T プロジェクト
 平成25年度 鳥取県協働提案・連携推進事業

2015/9/30

人とアイデアで南都町を楽しくつなげるプロジェクト

横のつながりを強く

南都町には多岐に活動される方やグループが沢山いる。
 しかし、それぞれに活動している現状。

現状
 それぞれが、バラバラに活動

H.I.N.T projectでつながる！

2015/9/30

人とアイデアで南都町を楽しくつなげるプロジェクト

クリエイターと創る夢と誇りを持てる町づくり事業
 ～人とアイデアが創り出す住みつづけたくなる町～

↓

として、平成25年度鳥取県協働提案・連携推進事業として採択

↓

H.I.N.Tプロジェクトとして発足、活動スタート！
 (設立総会は2014.6/23)

人とアイデアで南都町を楽しくつなげる H.I.N.T プロジェクト

H.I.N.T
 TOTTORI NANBU H.I.N.T PROJECT

2015/9/30

人とアイデアで南都町を楽しくつなげるプロジェクト

新たなコミュニケーションから何かが生まれる

町の活性化に
 活かしたい

2015/9/30

人とアイデアで南都町を楽しくつなげるプロジェクト

H.I.N.T プロジェクトとは・・・

誰かが、この活動を通じてヒントを得る。誰かに、この活動を通じてヒントを与える。

H.I.N.T
 TOTTORI NANBU H.I.N.T PROJECT

の頭文字をとったもの

2015/9/30

人とアイデアで南都町を楽しくつなげるプロジェクト

26年度の活動


2015/9/30

人とアイデアで南陽町を楽しくつなげるプロジェクト

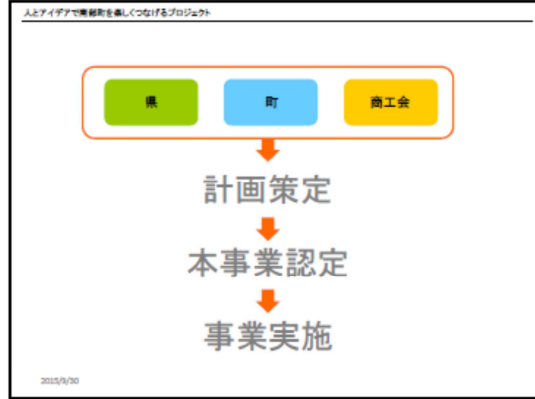
26年度の活動

委員会など

- 4月22日 第一回 ワーキング委員会
- 6月9日 第二回 ワーキング委員会
- 7月28日 第一回 サポートセンター会議
- 8月8日 第二回 サポートセンター会議
- 9月16日 第三回 サポートセンター会議
- 10月8日 第四回 サポートセンター会議
- 12月1日 第五回 サポートセンター会議
- 1月8日 第六回 サポートセンター会議
- 1月20日 第七回 サポートセンター会議
- 2月3日 第八回 サポートセンター会議



2015/9/30



人とアイデアで南陽町を楽しくつなげるプロジェクト

26年度の活動

活動など

- 9月19日 第一回 情報交換会+講演会
- 1月22日 講演会
- 2月6日 第二回 情報交換会

その他

- 6月12日 HP作成業務委託審査会
- 8月1日 H.I.N.T.ホームページの開設
- 6月21日 コミュニティスペースの開設
- 8月8日 プロジェクトメンバー募集
- 3月17日 活動報告会



2015/9/30



人とアイデアで南陽町を楽しくつなげるプロジェクト

協働による相乗効果

2015/9/30

人とアイデアで南陽町を楽しくつなげるプロジェクト

事業実施における課題と対処状況

2015/9/30

人とアイデアで南郷町を豊しくつなげるプロジェクト

【目的】
南郷町にソーシャルデザインの考え方を取り入れたい

【課題】
全国的には多くのSDの活動があり、実際に成功している事例のあるSDについて町民は誰も知らない。

メンバーが理解し、伝えるまで時間がかかる。

今回は完全な理解を得るまでに期間が終了した。

【成果】
今までその思考がなかったものが11になったのは大きい。理解者も増えている。

ソーシャルデザインとは…地域の課題・課題を、クリエイティブな思考で解決すること。

2015/9/30

人とアイデアで南郷町を豊しくつなげるプロジェクト

1年、2年では町は変化しない

意識を持って取り組んでも、5年～10年それ以上

今回の補助事業で種を植えることが出来た。

これからは、目的意識、協力者、成功事例などを意識し、町の抱える問題などを学ぶ。

27年度は何か一つメンバーと目的を共有し挑戦していきたい。

2015/9/30

人とアイデアで南郷町を豊しくつなげるプロジェクト

今後の事業展開

2015/9/30

人とアイデアで南郷町を豊しくつなげるプロジェクト

H.I.N.T
TOTTORI NANBU H.I.N.T PROJECT

ご静聴ありがとうございました。

2015/9/30

人とアイデアで南郷町を豊しくつなげるプロジェクト

鳥取県協働推進・連携推進事業補助事業
H.I.N.Tプロジェクト

南郷町農工商
H.I.N.Tプロジェクト

県 町

メンバーの再編成
若年層従業員とやる気のある町民

定例会
コミュニケーションを築める

目的の共有
自分たちでやることを決める

交流
町内各団体と交流する

視察 予算
先進地視察

2015/9/30

資料6 海外視察結果（特定非営利活動法人智頭町森のようちえんまるたんぼう）

森のようちえん 海外視察 報告書

1. 目的

森のようちえん発祥地であるデンマーク、また森のようちえんの支援制度先進国であるドイツにおいて、現地の森のようちえんの実施状況・保育方針を確認して、かつ各担当行政部に支援制度等についての聞き取りを行うことにより、鳥取県における森のようちえん認証制度を創設するために必要な資料を収集する。

2. 日程

9/7 (日)		I デンマーク一般事情 (現地コーディネーターによる事前レクチャー)
9/8 (月)	デンマーク	II スコウエア森のようちえん (視察) III グローストロップ市幼児保育及び学校センター (聞取)
9/9 (火)		IV ステンリュス森のようちえん (視察) V 自由保育園・学童クラブ協会 (聞取)
9/10 (水)	移動 (コペンハーゲン → フライブルグ)	
9/11 (木)	ドイツ (フライブルグ)	VI ギュンターシュタル森のようちえん (視察) VII フライブルグ市子ども・青少年・家庭局 (聞取) VIII フライブルグ市森林局 (聞取)
9/12 (金)		IX ホイベック森のようちえん (視察) (全行程、終了)

3. 視察者

【学識経験者】

広島文教女子大学 教授 杉山浩之

【実施者】

NPO法人 智頭森のようちえんまるたんぼう 代表 西村 早栄子

【行政担当者】

鳥取県福祉保健部 子育て王国推進局 子育て応援課職員 2名

4. 視察結果

(1) デンマークにおける「森のようちえん」のまとめ

①デンマークにおける位置付け

⇒ 森のようちえんは、幼児保育施設の一ジャンルとして確立している。

- ・タイプとしては、「移動型」「施設と一体型」など多様に存在する。
- ・森のようちえん自体は、特に移動幼稚園に限っては、移動バス代などの経費増などにより、減少傾向にある。
- ・デンマークは、街と森が一体的となっているところが多く、日本の森と比較すると、庭の延長というイメージ（平地であること、生物も少ないこと等）
このため、森での活動は、比較的危険性が低いことから、人の配置なども若干余裕を持って安全に活動することができるという印象であった。

②運営・制度

⇒ 自治体・施設である程度の裁量により決定される。

- ・ 国が定める6つの保育方針を基本とするが、詳細な基準は各自治体が定めて、その基準に基づき施設（園長）が人員配置・保育方針を決定する。
- ・ 森のようちえんを含む保育施設には公立と私立とあるが、公立の割合が高いことから、運営基準などは自治体の考えがある程度反映される。
（市は財政的に国に依存しておらず、基本的に市の財源で自由を実施できる。）
- ・ フレーム（額縁）政策であり、基準は自治体などが決めるが、施設では、その中で具体的な保育を自由裁量で行っている。
- ・ 運営の財源割合は、概ね（財政支援）：（利用者負担）＝7：3である。

③保育方針

⇒ 自然とのふれ合いは、子どもの発達にとって一つの重要ポイントである。

- ・ 6つの保育方針の一つとして、子どもに自然に触れさせることを重視している。
- ・ 子どもの“個”を伸ばすことを第一としているが、最近では組織・協調性も意識している。
- ・ 近年は、森のようちえんであっても、コンピューター・ネットの扱い方への学びを積極的に取り入れている。

【ドイツ（フライブルグ）における「森のようちえん」のまとめ】

(2) フライブルグにおける「森のようちえん」のまとめ

①位置づけ

⇒ 森のようちえんは、幼児保育施設の一ジャンルとして確立している。

- ・ 保育の一スタイルとして確立（法的にも位置づけ）して、近年は、子どもとのふれ合いの重視、一般的な保育施設よりコスト安であること等から、増加傾向にある。
- ・ フライブルグは、街と森が一体的となっている都市であり、住宅から自転車で通えるくらい身近にある存在である。
- ・ 活動する森は、森林局（フォレストラー）により管理されており、かなりの程度安全かつ整然としている。

②運営・制度

⇒ 複数の行政部局が絡んだ統一されたスタイルである。

- ・ 保育部局だけでなく、森林部局、環境保全部局など様々なセクションが絡み、一つの運営システムとして確立している。
- ・ 「森のようちえん」としては、州が定める基準等によって、ある程度一定のスタイルに統一されている。
- ・ 運営基準、設備・人員・保育指導などの面で、ある程度細かく設定されている。
（バーデン＝ヴュルテンベルグ州として設定。別添翻訳資料を参照）
- ・ 運営の財源割合は、概ね（財政支援）：（利用者負担）＝7：3

③保育方針

⇒ 自然とのふれ合いは、子どもの発達にとって一つの重要ポイントである。

- ・ 自然で遊ぶことにより、感性、独創性、自主性など向上させるという考えがある。

5. 海外視察から認証制度に向けての提言

(1) 保育時間に応じた適切な待遇、特に給与面の充実を図るよう行政からの財政的支援制度を確立すること。

①運営の財源割合は、（財政支援）：（利用者負担）＝7：3が妥当である。

②公立以外の場合、保育料の設定は、上記を踏まえて事業者で自由に設定すること。
（県が想定する必要経費の7割を支援するという考え方）

(2) 財政支援の対象となる「森のようちえん」の定義（条件）を策定すること。

(3) 保育環境として、内的条件としては「保育要領」の整備と外的条件として「設置基準」の整備を行うこと。

- ① 保育要領に関しては、「幼稚園教育要領」等に準じた「保育のねらい」と「5領域にわたる全体的な保育」であること。
 - ② 保育者の配置について
 - a) 1グループ20人以下で活動すること
 - b) 1グループに幼稚園教諭免許または保育士資格者1名以上を配置すること
 - c) 1グループにおいて、子ども6人につき保育者1人を配置すること
 - d) 実習生・研修生を加配することも可能とする。この場合、1/2の保育者として扱うことができることとする。
- ※ 今回の視察地（ドイツ、デンマーク）の配置基準は概ね「子ども10～6人に職員1人」という配置基準だったが、日本における森は傾斜があり、崖など危険な場所も多いため、ドイツやデンマークより配置基準は厳格にする必要がある。
- ③ 設備基準について
 - a) 大雨・大雪や冷温から避難でき、または拠点となる施設（小屋等）を備えること
 - b) 遊び場は、森を中心とした自然環境であるが、危険箇所から十分な距離があり安全が確保された場所で、昼食や朝・帰りの会が行える平地があること。
 - c) 遊具としては、自然環境の中で遊ぶための適切なものを準備すること。
（例：ミニスコップ、バケツ、ナイフ、ノコギリなどの工作道具、楽器またはそれに代わるもの等）
 - d) 子どもの服装は、風雨に耐えられるもので帽子、靴、手袋なども同様とする。背中に背負えるリュックサックには、着替え、水筒、弁当を入れ、必要でないものは森に持ち込まないこと。

鳥取県協働提案・連携推進事業成果報告書
(平成25年度採択事業)

平成28年3月

編集・発行
鳥取県

【お問い合わせ】

鳥取県 元気づくり総本部 元気づくり推進局 参画協働課

〒680-8570 鳥取県東町1丁目220

電話：0857-26-7071

ファクシミリ：0857-26-8196

ホームページ：<http://www.pref.tottori.lg.jp/sankaku-kyoudo/>

E-mail：sankaku-kyoudo@pref.tottori.jp